



八兵衛の歴史と歩む

水土里ネット 雲出井

第 22 号
発行日 令和 2 年 4 月 20 日
発行者 雲出井土地改良区
住 所 津市高茶屋小森町
電 話 059-235-0536



ごあいさつ

雲出井土地改良区
理事長 木下榮雄

日頃は当土地改良区の運営に
深いご理解とご協力をいただき
厚くお礼申し上げます。

私ども現執行部は、昨年の役員改選でご選任いた
だいて丸一年が経過し、その間、関係者各位より格別
のご支援をいただきながら健全運営に努め、今日を迎
えております。

また、新型コロナウイルス感染症の蔓延が世界中
に広がっており、先が見通せない状況にあります。日
本経済に及ぼす影響は計り知れないものがあり、農業
における影響も甚大なものがあると思われます。

このような状況のため、私ども土地改良区の取組
みも規模を縮小しての実施となり、3月14日には書
面議決による総代会を、4月の第1回理事会は密室・
密接を避け屋外での開催となりました。今後もしば
らくは同様の取組みを余儀なくされると思われるた
め、組合員の皆様にはご不便をおかけすると思われ
ますが、どうかご理解をいただきますようお願いい
たします。

さて、雲出井土地改良区が誕生して70年を迎え
ようとしておりますが、農業・農村を取り巻く情勢
は以前にも増して厳しいものがあります。とりわけ
農業水利施設の長寿命化や補修・維持管理が重要課
題となっており、関係機関と連携を密にし、また皆
様のご協力を頂きながら問題解決と農業振興に取
り組んで参りたいと考えております。

最後になりましたが、どうか健康にはご留意いた
だくと共に、今後とも組合員の皆様の一層のご理
解とご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさ
せていただきます。



高茶屋小学校 4 年生 出前授業
～地域の発展に尽くした人々「西島八兵衛」～



◆◆◆ 通水が始まりました ◆◆◆

各地区の取水予定日は以下の通りです

地 区 名		月 日
雲出・高茶屋・藤水		4 月 20 日
戸 木		4 月 25 日
小戸木	東 早植え地区	5 月 2 日
	南 遅植え地区	5 月 26 日
木 造		4 月 26 日
新 家	中野・一号用水	4 月 29 日
	二号用水	5 月 5 日
	大井水路	5 月 30 日(予定)
川方・牧		5 月 10 日
元 町	西浦川田	5 月 19 日
	地藏前・本村橋	6 月 5 日

節水にご協力下さい !!

水は限りある資源です。節水にご協力いただき、
円滑な通水ができるようご協力お願いします。

◆◆◆ 夏期停水 ◆◆◆

夏期除草等清掃作業のため、停水します

7/1・7/2 (2 日間)

第 70 回通常総代会提出議案

日時 令和 2 年 3 月 14 日(土)10:00～
場所 雲出井土地改良区事務所

議案第 1 号	平成 30 年度事業報告の承認について
議案第 2 号	平成 30 年度一般会計収支決算の承認について
議案第 3 号	平成 30 年度土地改良事業積立金特別会計収支決算の承認について
議案第 4 号	平成 30 年度農地転用決済金積立金特別会計収支決算の承認について
議案第 5 号	平成 30 年度維持管理積立金特別会計収支決算の承認について
議案第 6 号	平成 30 年度職員退職給与積立金特別会計収支決算の承認について
議案第 7 号	平成 30 年度財産目録の承認について
議案第 8 号	令和元年度一般会計収支補正予算の承認について
議案第 9 号	令和元年度土地改良事業積立金特別会計収支補正予算の承認について
議案第 10 号	令和元年度農地転用決済金積立金特別会計収支補正予算の承認について
議案第 11 号	令和元年度維持管理積立金特別会計収支補正予算の承認について
議案第 12 号	雲出井土地改良区 定款の一部変更議決について
議案第 13 号	雲出井土地改良区 規約の一部変更議決について
議案第 14 号	雲出井土地改良区 利水調整規程の制定について
議案第 15 号	令和 2 年度事業計画の議決について
議案第 16 号	令和 2 年度一般会計収支予算の議決について
議案第 17 号	令和 2 年度土地改良事業特別会計収支予算の議決について
議案第 18 号	令和 2 年度農地転用決済金積立金特別会計収支予算の議決について
議案第 19 号	令和 2 年度維持管理積立金特別会計収支予算の議決について
議案第 20 号	令和 2 年度職員退職給与積立金特別会計収支予算の議決について
議案第 21 号	令和 2 年度賦課金の賦課徴収方法とその時期の議決について
議案第 22 号	農地転用決済金の金額の議決について
議案第 23 号	令和 2 年度金銭預入先金融機関の議決について
議案第 24 号	令和 2 年度役員等の報酬及び費用弁償の議決について

第 70 回通常総代会につきましては、新型コロナウイルス感染症に対する政府の基本方針を踏まえ、出席者の罹患リスクの軽減を図る観点から、急遽、書面議決の活用をお願いし、出席者数を大幅に縮小して、当改良区事務所会議室にて開催させていただきました。

その決議結果は以下のとおりとなりましたので、ご報告いたします。

議案第 1 号から議案第 24 号において

現総代 49 名中、 賛成 48 名 (実出席者 2 名、書面議決 46 名)、否決 0 名
(議長は議決権がありません)

以上、上程された 24 議案は、いずれも原案通り可決、承認されました。

※ 土地改良法第 23 条第 5 項が準用する土地改良法第 25 条第 1 項において「理事は、毎事業年度 1 回通常総代会を招集しなければならない」と規定されていることから、3 月中旬に総代会を開催する必要があり、延期や中止ができないための緊急開催となりましたことにご理解の程お願いいたします。

土地改良法の主な改正内容

- 利水調整規程の制定
- 総代選挙について、選挙管理委員会による管理を廃止
- 員外監事の設置
- 決算関係書類に貸借対照表を作成 (複式簿記導入の検討)

令和元年度会計 財務状況の公表に係る公告をします。

- 公告の期間
令和 2 年 8 月 3 日から令和 2 年 8 月 12 日まで
(10 日間)

- 公告の場所
津市役所掲示場 ・ 雲出井土地改良区事務所

財 産 目 録

令和元年 5 月 31 日現在（単位：円）

摘		要		金	額		
資 産					161, 623, 331		
	流動資産				124, 499, 891		
		現金及び預金 未収入金			2, 414, 439		
			1. 現金及び預金 2. 未収賦課金	2, 309, 549 104, 890			
		特定資産			121, 819, 452		
			1. 土地改良事業特別積立金 2. 農地転用決済金積立金 3. 維持管理積立金 4. 職員退職給与積立金	44, 766, 521 43, 184, 959 25, 196, 741 8, 671, 231			
			基本財産			266, 000	
				1. 農林中央金庫出資金 2. 三重中央農協出資金	260, 000 6, 000		
		固定資産			37, 123, 440		
	1. 土 地 2. 建 物 事務所・倉庫・物置 3. 機械器具 一式 4. 備 品 一式		21, 384, 962 11, 345, 450 2, 509, 410 1, 883, 618				
負 債	各種積立金（土地改良事業、農転決済金、維持管理、職員退職給与）				121, 819, 452		

令和 2 年度 主要事業計画

4 月	通水前の水路清掃 西島八兵衛翁記念祭（協賛）、取水開始 理事会、雲出井土地改良区報発送	9 月	取水終了、施設点検
5 月	経常賦課金賦課徴収（納期：5/20）	10 月	理事会、各種研修会参加
6 月	監事会（決算監査）、理事会	11 月	未収賦課金督促整理
7 月	草刈り清掃（夏期停水 7 月 1 日～2 日）	12 月	理事会
8 月	理事会、水利権更新業務	R 3. 1 月	予算書（案）作成
		2 月	監事会（中間監査）、理事会
		3 月	通常総代会

令和 2 年度 一般会計収支予算書

収入の部 単位：千円				
款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	
			増	減
1. 組合費	9, 516	9, 546		30
2. 財産収入	10	10		
3. 繰入金	5, 773	6, 106		333
4. 使用料	301	890		589
5. 補助金	2, 541	1, 532	1, 009	
6. 受託費	895	895		
7. 雑収入	115	114	1	
8. 繰越金	2, 000	2, 309		309
収入合計	21, 151	21, 402	▲	251

支出の部 単位：千円				
款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	
			増	減
1. 事務費	10, 886	11, 133		247
2. 事務所費	315	315		
3. 維持管理費	6, 858	6, 291	567	
4. 負担金	1, 346	1, 347		1
5. 補助金	0	0		
6. 諸 費	479	477	2	
7. 財産費	967	1, 539		572
8. 予備費	300	300		
支出合計	21, 151	21, 402	▲	251

組合員の皆様へ！！

こんな時は必ず届出をお願いします

組合員の資格等の変更があった場合

相続・贈与・経営移譲等

農地の売買・交換・賃借等があった場合

住所の変更をする場合

農地を転用する場合

宅地・店舗等へ転用する場合

公共用地（道路・河川・公園等）へ
転用する場合

※ 組合員資格の異動や農地転用（地区除外）の届けは、土地改良法第 43 条の規定により組合員から土地改良区へ通知することが義務付けられています。

「組合員資格得喪通知書」を
提出して下さい

当改良区の台帳は、他の公共機関（法務局・農業委員会等）で手続きを行っても通知されず更新できません。
直接、届出いただかないと台帳等の変更ができないため賦課金は従来の組合員に賦課されますのでご注意ください。

「組合員資格得喪通知書」は当改良区にあります。[ホームページ](#)からもダウンロードできます。

「農地転用等の通知書」等を
提出し、必要な決済を行って下さい

農地転用や公共事業による買収で、地区除外される場合は「決済金」の納付が必要となります。
「決済金」は、残存農地が加重負担にならないように土地改良法第 42 条第 2 項及び地区除外等処理規程により、施設の維持管理費等の負担額を一時払いをもって決済していただくものです。

「農地転用等の通知書」等は当改良区にあります。[ホームページ](#)からもダウンロードできます。

令和 2 年度賦課金について

- 経常賦課金の額…… 2, 000 円（1, 000 m²当たり）
- 賦 課 基 準 日 …… 令和 2 年 4 月 1 日
- 賦課金徴収期限…… 令和 2 年 5 月 20 日
- 自動振替……5 月 20 日 1 回のみ

（預金残高不足にご注意ください）

賦課の根拠

この賦課金は土地改良法第 36 条及び雲出井土地改良区定款の規定により賦課します。

納付義務者

毎年度 4 月 1 日現在、雲出井土地改良区の組合員名簿に登載されている方に賦課します。

令和 2 年度 決済金額

転 用 目 的	決 済 金
畑地に転用する場合	1m ² 当たり 10 円
本人が農地以外に用いる場合 で利益を伴わないもの	1m ² 当たり 10 円
農地以外に用いる場合	1m ² 当たり 100 円



◆ 受益面積 475. 2 ヘクタール

◆ 組合員数 915 名

令和 2 年 4 月 1 日現在